

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：水戸市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.8 %
全職員	71.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.6 %
本庁課長相当職	96.5 %
本庁課長補佐相当職	98.1 %
本庁係長相当職	98.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.5 %
31～35年	93.9 %
26～30年	91.4 %
21～25年	91.9 %
16～20年	87.2 %
11～15年	85.9 %
6～10年	82.4 %
1～5年	93.4 %

【説明欄】

- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、暫定再任用職員及び会計年度任用職員（日給及び時間給者を除く。）を対象としています。
- 上記算定の基礎となる職員数については、常勤職員の勤務時間（38.75時間）を基準とし、週の勤務時間に応じて職員数を換算しています。

1. 全職員に係る情報

「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に含まれる、会計年度任用職員（パートタイム）においては、女性職員が79.2%を占めています。

このため、全職員による比較において、相対的に女性職員の給与水準が低くなっています。

2(2) 勤続年数別

勤続6～20年の女性職員の給与の割合が低いのは、扶養手当、時間外勤務手当等の各種手当について男性職員に対する支給が多いことに加えて、女性職員のうち育児休業等で給与が減額されている職員がいることが影響しています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。